

2025年6月

法改正による変更と誤植による訂正箇所をお知らせいたします。誤植については、お詫び申し上げます。これに伴い、【社労士V2025年受験 横断・縦断超整理本】の記述を下記のように改めてください。

社労士V2025年受験 横断・縦断超整理本 第1章改訂正表		
	訂正前	訂正後
P54 全文差し替え	<p>エ 令和6年度の改定率の改定</p> <p>令和6年度の改定の基礎となる物価変動率は<u>3.2% (1.032)</u>、名目手取り賃金変動率は<u>3.1% (1.031)</u>となった。また、調整率は▲0.4% (0.996)、前年度の特別調整率（キャリアオーバー分）が▲0.0% (1.000)となった（前年度に発動したため）。調整期間における改定率の改定の基準は、新規裁定者については「名目手取り賃金変動率×調整率×前年度の特別調整率」、既裁定者については「物価変動率×調整率×前年度の基準年度以後特別調整率」であるが、一定の例外規定が設けられている。たとえば、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、新規裁定者・既裁定者ともに、「名目手取り賃金変動率」を用いて改定することが法律で定められている。</p> <p>これに、マクロ経済スライドが適用され、令和6年度の改定の基準は、新規裁定者（令和6年度の改定においては、昭和32年4月2日以後生まれの者）、既裁定者（令和6年度の改定においては、昭和32年4月1日以前生まれの者）ともに、 名目手取り賃金変動率 (1.031) ×調整率 (0.996) ×前年度の基準年度以後特別調整率 (0.000)</p>	<p>エ 令和7年度の改定率の改定</p> <p>令和7年度の改定の基礎となる物価変動率は<u>2.7% (1.027)</u>、名目手取り賃金変動率は<u>2.3% (1.023)</u>となった。また、調整率は▲0.4% (0.996)、前年度の特別調整率（キャリアオーバー分）が▲0.0% (1.000)となった。調整期間における改定率の改定の基準は、新規裁定者については「名目手取り賃金変動率×調整率×前年度の特別調整率」、既裁定者については「物価変動率×調整率×前年度の基準年度以後特別調整率」であるが、一定の例外規定が設けられている。たとえば、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、新規裁定者・既裁定者ともに、「名目手取り賃金変動率」を用いて改定することが法律で定められている。</p> <p>これに、マクロ経済スライドが適用され、令和7年度の改定の基準は、新規裁定者（令和7年度の改定においては、昭和33年4月2日以後生まれの者）、既裁定者（令和7年度の改定においては、昭和33年4月1日以前生まれの者）ともに、 名目手取り賃金変動率 (1.023) ×調整率 (0.996) ×前年度の基準年度以後特別調整率 (1.000) ÷1.019 (1.9%)。このように、</p>

	<p>≒<u>1.027</u> (<u>2.7%</u>)。このように、改定の基準が、新規裁定者・既裁定者ともに「<u>1.027</u> (<u>2.7%</u>)」とされたことから、令和<u>6</u>年度の改定率は、<u>前年度</u>に新規裁定者であった者（昭和31年4月2日以後生まれの者）は「<u>1.045</u>」（＝令和<u>5</u>年度の改定率（<u>1.018</u>）×「<u>1.027</u>」）、<u>前年度</u>に既裁定者であった者（昭和31年4月1日以前生まれの者）は「<u>1.042</u>」（＝令和<u>5</u>年度の改定率（<u>1.015</u>）×「<u>1.027</u>」）とされた。</p>	<p>改定の基準が、新規裁定者・既裁定者ともに「<u>1.019</u> (<u>1.9%</u>)」とされたことから、令和<u>7</u>年度の改定率は、令和<u>5</u>年度に新規裁定者であった者（昭和31年4月2日以後生まれの者）は「<u>1.065</u>」（＝令和<u>6</u>年度の改定率（<u>1.045</u>）×「<u>1.019</u>」）、令和<u>5</u>年度に既裁定者であった者（昭和31年4月1日以前生まれの者）は「<u>1.062</u>」（＝令和<u>6</u>年度の改定率（<u>1.042</u>）×「<u>1.019</u>」）とされた。</p>
--	---	---

・P84 ③ 国年法の図表を差し替えてください。

種 類	額（令和 <u>7</u> 年）	額（令和 <u>8</u> 年）
月額保険料	<u>16,980</u> 円（17,000円× <u>0.999</u> ）	<u>17,920</u> 円（17,000円× <u>1.054</u> ）

社労士V2025年受験 横断・縦断超整理本 第1章改訂正表		
	訂正前	訂正後
P82 [問1]	一般の事業について、雇用保険率が1,000分の <u>15.5</u> であり、 <u>二</u> 事業率が1,000分の <u>3.5</u> のとき、事業主負担は1,000分の <u>9.5</u> 、被保険者負担は1,000分の <u>6</u> となる。（雇用法R5）	一般の事業について、雇用保険率が1,000分の <u>14.5</u> であり、 <u>二</u> 事業費充当徴収保険率が1,000分の <u>3.5</u> のとき、事業主負担は1,000分の <u>9</u> 、被保険者負担は1,000分の <u>5.5</u> となる。（雇用法R5改）
P83 [問1]	令和 <u>5</u> 年度の保険料の内訳である。	令和 <u>7</u> 年度の保険料の内訳である。
P84 ② 厚年法	令和 <u>6</u> 年4月時点	令和 <u>7</u> 年4月時点
P84 ② 厚年法 第4号厚生年金被 保険者	1,000分の <u>175.40</u>	1,000分の <u>178.94</u> <u>(実際はその範囲内で軽減)</u>
P86 ⑤ 徴収法 特別加入保険料率 第2種	3～52/1,000 ( <u>25</u> 区分)	3～52/1,000 ( <u>26</u> 区分)

P86 ⑤ 徴収法 雇用保険率	令和 <u>6</u> 年度	令和 <u>7</u> 年度		
P86 ⑤ 徴収法 雇用保険率	一般	<u>15.5</u> /1,000	一般	<u>14.5</u> /1,000
	農林水産・清酒製造	<u>17.5</u> /1,000	農林水産・清酒製造	<u>16.5</u> /1,000
	建設	<u>18.5</u> /1,000	建設	<u>17.5</u> /1,000
P92 ④ 延滞金 ※2	令和 <u>6</u> 年中	令和 <u>7</u> 年中		

**P.86 ※1 負担割合の表を差し替えてください。**

	失業等給付費 等充当徴収保 険率	育児休業給付 費充当徴収保 険率	二事業費充当 徴収保険率	事業主負担 計	被保険者負担 計
一般の事業	7/1,000	4/1,000	3.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000
農林水産業・ 清酒製造業	9/1,000	4/1,000	3.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000
建設の事業	9/1,000	4/1,000	4.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000

社労士V2025年受験 横断・縦断超整理本 第2章 改訂正表

	訂正前	訂正後
P118 【その他】の表 不服申立ての理由 国民健康保険法 高齢者医療確保法	(被保険者証の交付の請求又 は返還に関する処分を含む)	(資格確認書の交付等の求めに 対する処分を含む)
P137 2.入院時食事療養費にお ける食事療養標準負担額 表	下記のいずれにも該当しない もの 1食 <u>490</u> 円 小児慢性特定疾病児童等又は 指定難病患者 1食 <u>280</u> 円 入院日数 90 日以下 1食 <u>230</u> 円 入院日数 90 日超え 1食 <u>180</u> 円	下記のいずれにも該当しないも の 1食 <u>510</u> 円 小児慢性特定疾病児童等又は指 定難病患者 1食 <u>300</u> 円 入院日数 90 日以下 1食 <u>240</u> 円 入院日数 90 日超え 1食 <u>190</u> 円
P138 [問2]	入院時食事療養費に係る食事 療養標準負担額は、所得が一般 の者については、令和 <u>6</u> 年 <u>6</u> 月1日から1食につき <u>490</u> 円とされたが・・・。	入院時食事療養費に係る食事療 養標準負担額は、所得が一般の 者については、令和 <u>7</u> 年4月1 日から1食につき <u>510</u> 円とされ たが・・・。
P139 3.入院時生活療養費にお ける生活療養標準負担額	生活療養（Ⅰ）を算定する保険 医療機関に入院 <u>490</u> 円 生活療養（Ⅱ）を算定する保険	生活療養（Ⅰ）を算定する保険医 療機関に入院 <u>510</u> 円 生活療養（Ⅱ）を算定する保険医

表	医療機関に入院 <u>450</u> 円 70歳未満・70歳以上低所得Ⅱ <u>230</u> 円※2	療機関に入院 <u>470</u> 円 70歳未満・70歳以上低所得Ⅱ <u>240</u> 円※2
P139 3.入院時生活療養費における生活療養標準負担額 脚注	※2 医療の必要性の高い者 で入院日数90日超は <u>180</u> 円	※2 医療の必要性の高い者で 入院日数90日超は <u>190</u> 円
P245 ①在職老齢年金 表組注	※支給停止調整額 <u>50</u> 万円 (令和 <u>6</u> 年度)	※支給停止調整額 <u>51</u> 万円(令 和 <u>7</u> 年度)
P245 問1	令和 <u>6</u> 年度では	令和 <u>7</u> 年度では
P246 解答 [問1] A	月額 <u>5</u> 千円	<u>0</u> 円
P253 支給額	(常時介護) 177,950円 <u>81,290</u> 円 (随時介護) 88,980円 <u>40,600</u> 円	(常時介護) 177,950円 <u>85,490</u> 円 (随時介護) 88,980円 <u>42,700</u> 円
P287 3.一般教育訓練・特定一 般教育訓練に係る給付率 と上限 の表の(注)	(注) 雇用保険法施行規則を 改正し、特定一般教育訓練給 付金について、資格を取得し 就職等したことを条件とした 追加給付(100分の10)を行 う予定である。	(注) 令和6年10月より、特定 一般教育訓練給付金について、 資格を取得し就職等したことを 条件とした追加給付(100分の 10)を実施することとされた。
P287 4.専門実践教育訓練に係 る給付率と上限 の表の (注)	(注) 雇用保険法施行規則を 改正し、専門実践教育訓練に ついて、教育訓練の受講後に 賃金が一定割合上昇したことを 要件とした追加給付(100分 の10)を行う予定である。	(注) 令和6年10月より、専門 実践教育訓練について、教育訓 練の受講後に賃金が一定割合上 昇したことを要件とした追加給 付(100分の10)を実施するこ ととされた。
P288 6.支給申請続 特定一般教育訓練	追加	③ 追加給付の支給を受けよう とするときは、 <u>特定一般教育訓 練を修了し、当該特定一般教育 訓練に係る資格を取得等し、か つ、一般被保険者又は高年齢被 保険者として雇用された日の翌 日から起算して1箇月以内(一 般被保険者又は高年齢被保険者 として雇用されている者にあっ ては、当該特定一般教育訓練を 修了し、かつ、当該特定一般教育 訓練に係る資格を取得等した日 の翌日から起算して1箇月以 内)に、所定の書類を添えて教育 訓練給付金支給申請書を管轄公 共職業安定所の長に提出しなけ</u>

		ればならない。（特例高年齢被保険者を除く。）
P289 6.支給申請続 専門実践教育訓練	追加	④ 教育訓練の受講後に賃金が一定割合上昇した場合 当該専門実践教育訓練を修了し、当該専門実践教育訓練に係る資格を取得等し、かつ、一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用された日の翌日から6箇月を経過した日から起算して6箇月以内（一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用されている者にあつては、当該専門実践教育訓練を修了し、かつ、当該専門実践教育訓練に係る資格を取得等した日の翌日から6箇月を経過した日から起算して6箇月以内）に、所定の書類及び教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証を添えて（当該教育訓練給付対象者が教育訓練受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、当該所定の書類の添付に併せて個人番号カードを提示して）教育訓練給付金支給申請書を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。（特例高年齢被保険者を除く。）
P298 ③ 手続等	「育児休業給付金受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書」	「育児休業給付金受給資格確認票・（初回）育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書」
	「休業開始時賃金証明票」	「休業等開始時賃金証明票」
P300 支給期間	出生の日（※4）から起算して8週間を経過する日の翌日から当該日から起算して2箇月を経過する日の属する月の末日までに（※5）、事業主を経由して・・・	出生の日（※4）から起算して8週間を経過する日の翌日から当該日から起算して2箇月を経過する日の属する月の末日までに（※5）、育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書に休業等開始時賃金証明票その他一定の書類を添えて、事業主を経由して・・・

社労士V2025年受験 横断・縦断超整理本 第3章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
<p>P337 届出表組の「届出書」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総括安全衛生管理者を選出したとき</li> <li>・ 安全管理者を選出したとき</li> <li>・ 衛生管理者を選出したとき</li> <li>・ 産業医を選出したとき</li> <li>・ 常時 50 人以上の労働者を使用する事業者が定期健康診断を実施したとき</li> <li>・ 有害な業務に係る歯科医師による健康診断（定期のものに限る。）を行ったとき</li> <li>・ 労働災害等で負傷、死亡、休業したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括安全衛生管理者の選任報告書</li> <li>安全管理者の選任報告書</li> <li>衛生管理者の選任報告書</li> <li>産業医の選任報告書</li> <li>定期健康診断結果報告書</li> <li>有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書</li> <li>労働者死傷病報告書</li> </ul>	<p>電子情報処理組織を使用して所定の事項を報告</p>